

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

神戸町長

公表日

令和6年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢期における適切な医療の確保を図り、保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受付に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額現額認定証に関する事務 ③後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤一時差し止めに関する事務 ⑥保険料の賦課徴収に関する事務</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム【市町村版】・滞納整理システム・口座システム・宛名管理システム・収納消込システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表の85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)第46条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)第2条第2項及び第9条 ・公金受取口座登録法施行規則第2条第25号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>情報提供: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 情報照会: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民保険課
②所属長の役職名	住民保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	必要最低限の職員数、参照範囲となるようシステム権限を制限している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	民生部長 若園伸和	民生部長 古沢 潤	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	民生部長 古沢 潤	民生部長 石原 誠	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 担当部署	健康福祉課	住民保険課	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長	民生部長 石原 誠	住民保険課長	事後	
令和3年10月1日	II 1. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	II 2. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	I 4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ◎番号法第19条第7号	【情報照会の根拠】 ◎番号法第19条第8号	事後	
令和5年7月1日	II 1. いつの時点か	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年7月1日	II 2. いつの時点か	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I 3. 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ◎番号法第19条第8号 ◎別表第二 第82、83の項 【情報提供の根拠】 ◎番号法第19条第8号 ◎別表第二 第83	・番号法第9条第1項及び別表の85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)第46条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)第2条第2項及び第9条 ・公金受取口座登録法施行規則第2条第25号	事後	
令和6年11月1日	I 4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ◎番号法第19条第8号 ◎別表第二 第82、83の項 【情報提供の根拠】 ◎番号法第19条第8号 ◎別表第二 第83	情報提供: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 情報照会: 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	事後	
令和6年11月1日	II 1. いつの時点か	令和5年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	II 2. いつの時点か	令和5年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	IV-2	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-3	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-4	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-5	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-6	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-7	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-10	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	